



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 1

告 示

- 民有保安林の指定・2件（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第1号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 宮古島市城辺字比嘉大川1251番2（次の図に示す部分に限る。）、字比嘉大川1253番6、字比嘉屋良座1319番8
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 宮古郡多良間村字仲筋長嶺892番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第76号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南243番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年 2月 7日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 県道68号線

- 2 供用開始の区間 豊見城市字我那覇634番 1 から豊見城市字我那覇472番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 2月 7日

沖縄県告示第78号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村字楚辺
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 7月 4日から同年10月11日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）

沖縄県告示第79号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村、伊江村、名護市、沖縄市、宜野湾市及び那覇市のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 7月28日から同年10月11日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）

沖縄県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
屋嘉比上原301-A10-12	国頭村字浜及び大宜味村字田嘉里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所並びに国頭村役場及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 R J 西原ビル 西原町字小那覇1596番地ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社一秀 那覇市前島3丁目7番22号R Jビル 代表取締役 一丸秀信
- 3 法第8条第1項の規定による西原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

- 5 縦覧期間 平成29年2月7日から同年3月7日まで
6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年2月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1(1) 処分をした年月日 平成28年5月24日
(2) 商号名 金秀グリーン株式会社
(3) 代表者名 松田正則
(4) 所在地 那覇市旭町112番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第11065号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年5月31日
(2) 商号名 株式会社羽地総業
(3) 代表者名 小橋川清
(4) 所在地 那覇市字与儀374番地9
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第7258号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
(2) 商号名 有限会社長井建設
(3) 代表者名 長井成夫
(4) 所在地 石垣市字大浜130番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12206号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月28日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
(2) 商号名 株式会社ケイディエム
(3) 代表者名 大嶺実
(4) 所在地 那覇市西2丁目2番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第12437号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
(2) 商号名 有限会社丸仲土建
(3) 代表者名 仲宗根末光
(4) 所在地 伊江村字西江上2番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第7947号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
(2) 商号名 株式会社モトエ沖縄販売

- (3) 代表者名 元榮義則
 - (4) 所在地 那覇市宇国場865番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25) 第11930号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
- (2) 商号名 有限会社伊江土建
 - (3) 代表者名 伊江朝正
 - (4) 所在地 南城市大里字仲間874番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7156号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
- (2) 商号名 池原鉄筋
 - (3) 代表者名 池原喜之
 - (4) 所在地 北中城村字安谷屋1323番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第8071号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年6月1日
- (2) 商号名 光洋電気商会
 - (3) 代表者名 與那覇幸彦
 - (4) 所在地 那覇市曙3丁目8番11号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3157号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年6月7日
- (2) 商号名 三伊土木有限会社
 - (3) 代表者名 金城信幸
 - (4) 所在地 伊平屋村字我喜屋1813番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第3246号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成29年1月19日
- (2) 商号名 株式会社浦添住宅設備
 - (3) 代表者名 玉城政美
 - (4) 所在地 浦添市伊祖五丁目11番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第11337号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成28年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成29年1月19日
- (2) 商号名 株式会社城心組
 - (3) 代表者名 金城圭介
 - (4) 所在地 沖縄市美里四丁目16番3号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第12406号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 2月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月16日 沖縄県指令土第895号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地556番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市城間一丁目4番23-605号Castle I 屋嘉比昇
- 5 検査済証番号 平成29年1月25日 第4346号
- 6 工事完了年月日 平成29年1月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--